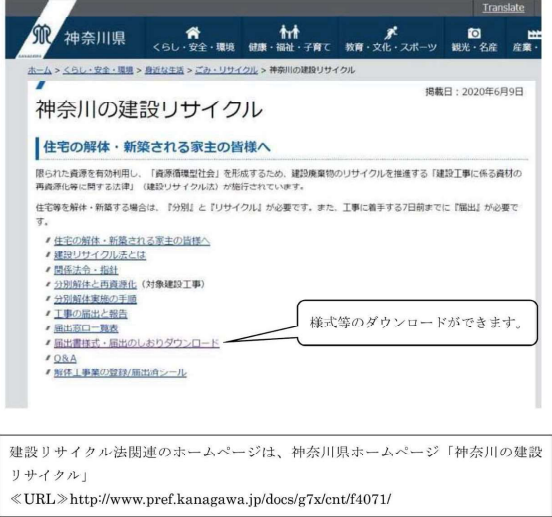
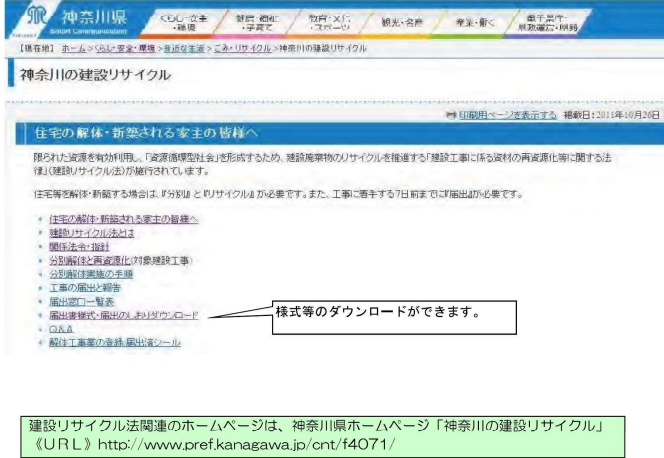


土木工事書類作成マニュアル（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧	摘要
<p style="text-align: center;">＜削除＞</p>	<p>建設リサイクル法の施行に伴う発注者の対応について（一部抜粋） 平成14年5月29日 神奈川県入札・契約制度改善推進会議議長 から各部長あて通知 平成15年3月31日 一部改正</p> <p>1 工事の設計・積算時</p> <p>(1) 分別解体等及び再資源化等に要する費用の適正な負担 雑費工事に係る資材の再資源化等に関する建設リサイクル法（以下法という。）第6条では、発注者は、分別解体等及び再資源化等に要する費用の適正な負担を行うこととされていることから、特定建設資材廃棄物である「コンクリート」、「コンクリート及び鉄筋から成る建設資材」、「木材」及び「アスファルト・コンクリート」については、排出量を積算し見込み、必要な費用を計上するものとする。</p> <p>(2) 再資源化により得られた建設資材の使用 法第6条では、発注者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、再資源化等の促進に努めなければならないとされていることから、設計における建設資材の選定にあたっては、積極的に再資源化により得られた資材を使用するよう努めるものとする。</p> <p>2 落札者の決定後</p> <p>(1) 元請業者からの事前説明に関する事項 法第12条では、発注者とする者は、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面の交付を受け、説明を受けることとされている。したがって、入札後契約までの間に、元請となる業者が作成した説明書（別紙1）により説明を受け、その内容を把握するものとする。契約を変更する場合説明書の内容が変更になった場合や新たに対象建設工事となった場合等も同様とする。</p> <p>(2) 施工計画書への添付 説明書は、施工計画書に添付させるものとする。</p> <p>3 工事の契約時</p> <p>(1) 請負契約書への記載事項 法第13条では、対象建設工事の請負契約においては、建設業法に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための輸送の名称及び存在場所並びに再資源化等に要する費用を記載した書面に署名、押印して相互に交付しなければならないとされている。 したがって、対象建設工事において、解体工事に要する費用等（別紙2）を請負契約書に添付するものとする。設計変更により、解体工事に要する費用等（別紙2）の内容が変更になった場合にも変更契約書に添付するものとする。</p> <p>(2) 解体工事と再資源化の区分 法第9条では、工事現場で建設資材として分別して係るを行うまでの工程を解体工事とし、現場から運搬する以降を再資源化と定義しているため、解体工事費用と再資源化費用を分けて計上する場合は、この区分によるものとする。 なお、解体工事とは、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事であり、建築工事では建築物等の構造耐力上主要な部分を重なる工事（造路）が該当し、土木工事等では工作物の機能を失わせる工事（造路の場合、道路を撤去する工事）が該当する。</p> <p>(3) 再資源化等施設の設置 工事の施工中に再資源化等施設を変更する必要がある場合については、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は「コンクリート塊等処理指定工場登録名簿」、建設発生木材については、指定登録事業者に記載のある施設であれば変更を認めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（参考資料 8）</p> <p>注）ただし、県土整備局で平成17年4月以降に発注する工事においては、建設発生木材については「建設発生木材等再資源化指定事業者登録名簿」に記載のある施設であれば変更を認めるものとする。県土整備局以外については、発注部局に随時確認されたい。</p> <p>4 工事の着手時</p> <p>(1) 対象建設工事の事前通知 法第11条では、国又は地方公共団体が実施する対象建設工事とは、あらかじめ知事（特定行政庁である市の区域では特定行政庁の長）に通知しなければならない。 したがって、発注者は、工事に着手する前に通知書（別紙3）を工事現場を管轄する受理機関に提出するものとする。工事区域が複数の行政庁にまたがる場合は、それぞれに提出するものとする。この際、郵送若しくは代行者が提出することも可能であるが、必ず工事着手前に到達するように措置すること。</p> <p>(2) 公社等における届出義務 対象建設工事を実施するに当たっては、国及び地方公共団体以外にも政令の附則に定める機関が含まれており、本県では神奈川県道路公社及び神奈川県住宅供給公社が該当する。 したがって、上述2公社以外の機関については、民間工事と同様、工事着手の7日前までに受理機関に届出することが義務付けられているので、適切に措置すること。</p> <p>5 工事の施工時</p> <p>(1) 適切な分別解体等及び再資源化等の促進 法第9条及び第10条によれば、適切な分別解体等及び再資源化等が義務付けられているのは当該工事の発注者であるが、発注者においても、国の基本方針に明記されているとおり、元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の削減並びに分別解体等及び再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。</p> <p>(2) 変更に伴い対象建設工事となった場合 請負金額の増額に伴い対象建設工事となった場合や、当初では特定建設資材を使用しない工事であったものが、特定建設資材を使用することにより対象建設工事となった場合等については、着手前に通知書を受理機関に提出するものとする。</p> <p>6 工事の完成時</p> <p>(1) 元請業者から発注者への完了報告 法第18条第1項では、元請業者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したとき発注者に報告しなければならないとされている。 したがって、工事完成時に元請業者から再資源化等報告書（別紙4）により報告を受けるとともに、再資源化等報告書は工事関係書類とともに保管しておくものとする。</p> <p>(2) 再資源化益が不適切である場合 法第18条第2項では、発注者は、再資源化等が適宜に行われなかったと認められるときは、知事に対して適当な措置をとるべきことを求めることができる。したがって、再資源化等報告書の内容が法の趣旨に照らして不相当と認められるときは、工事区域を所管する地域環境総合センター環境部（指定都市等（横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市）については、市の再資源化担当部局）と協力を協議すること。</p> <p style="text-align: center;">添4-11</p>	<p style="text-align: center;">ページ削除</p>

土木工事書類作成マニュアル（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p>添付資料 3-11</p>	<p>3 建設リサイクル法の届出等 窓口一覧表</p> <p>(1) 届出（公共工事では通知）受理窓口（分別解体等に関する窓口）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>窓口</th> <th>担当課</th> <th>工事の場所</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横須賀土木事務所</td> <td>まちづくり・建築指導課</td> <td></td> <td>横須賀市公郷町1-56-5</td> <td>046-853-8800</td> </tr> <tr> <td>平塚土木事務所</td> <td>建築指導課</td> <td>伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町</td> <td>平塚市西八幡1-3-1</td> <td>0463-22-2711</td> </tr> <tr> <td>厚木土木事務所</td> <td>まちづくり・建築指導課</td> <td></td> <td>厚木市田村町2-28</td> <td>046-223-1711</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東部センター</td> <td rowspan="2">"</td> <td rowspan="2">海老名市、座間市、綾瀬市</td> <td>綾瀬市寺尾本町1-11-3</td> <td>0467-79-2800</td> </tr> <tr> <td>厚木市川崎区宮本町6 明治安田生命川崎ビル11階</td> <td>044-200-3088</td> </tr> <tr> <td>川崎市</td> <td>技術監理課（土木等工事）</td> <td></td> <td>川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリバービル17階</td> <td>044-200-2764</td> </tr> <tr> <td>横浜支所</td> <td>建築指導課</td> <td>横浜市</td> <td>横浜市中区本町6-50-10市庁舎23階</td> <td>045-671-3446</td> </tr> <tr> <td>横浜支所</td> <td>建築指導課</td> <td>横浜市</td> <td>横浜市中区住吉町1-13 松村ビル6階</td> <td>045-671-3446 3446</td> </tr> <tr> <td>川崎市</td> <td>建築指導課</td> <td>川崎市</td> <td>川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命川崎ビル11階</td> <td>044-200-3088</td> </tr> <tr> <td>川崎市</td> <td>技術監理課（土木等工事）</td> <td>川崎市</td> <td>川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリバービル17階</td> <td>044-200-2764</td> </tr> <tr> <td>相模原市</td> <td>建築指導課</td> <td>相模原市</td> <td>相模原市中央区中央2-11-15</td> <td>042-769-8253</td> </tr> <tr> <td>鎌倉市</td> <td>建築指導課</td> <td>鎌倉市</td> <td>鎌倉市御成町18-10</td> <td>0467-23-3000</td> </tr> <tr> <td>厚木市</td> <td>建築指導課</td> <td>厚木市</td> <td>厚木市中町3-17-17市役所第二庁舎13階</td> <td>046-225-2430</td> </tr> <tr> <td>平塚市</td> <td>建築指導課</td> <td>平塚市</td> <td>平塚市浅間町9-1</td> <td>(代表) 0463-23-1111</td> </tr> <tr> <td>小田原市</td> <td>建築指導課</td> <td>小田原市</td> <td>小田原市萩窪300</td> <td>0463-33-1435</td> </tr> <tr> <td>茅ヶ崎市</td> <td>建築指導課</td> <td>茅ヶ崎市</td> <td>茅ヶ崎市桜町1-3-2</td> <td>0463-83-0883</td> </tr> <tr> <td>大和市</td> <td>建築指導課</td> <td>大和市</td> <td>茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1</td> <td>0467-82-1111</td> </tr> <tr> <td>大和市</td> <td>建築指導課</td> <td>大和市</td> <td>大和市下鶴間1-1-1</td> <td>046-280-5428</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 再資源化に関する窓口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>窓口</th> <th>担当課</th> <th>工事の場所</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横須賀三浦地域県政総合センター</td> <td>環境課</td> <td>鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町</td> <td>横須賀市日の出町2-9-10</td> <td>046-823-0210</td> </tr> <tr> <td>県央地域県政総合センター</td> <td>環境調整課</td> <td>厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村</td> <td>厚木市水引2-3-1</td> <td>046-224-1111</td> </tr> <tr> <td>湘南地域県政総合センター</td> <td>環境調整課</td> <td>平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町</td> <td>平塚市西八幡1-3-1</td> <td>0463-22-2711</td> </tr> <tr> <td>湘南地域県政総合センター</td> <td>環境調整課</td> <td>小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町</td> <td>小田原市萩窪350-1</td> <td>0465-32-8000</td> </tr> <tr> <td>横浜支所</td> <td>産業廃棄物対策課</td> <td>横浜市</td> <td>横浜市中区本町6-50-10市庁舎23階</td> <td>045-671-2513</td> </tr> <tr> <td>川崎市</td> <td>廃棄物指導課</td> <td>川崎市</td> <td>川崎市川崎区東田町5-4 市役所第3庁舎16階</td> <td>044-200-2581</td> </tr> <tr> <td>横浜支所</td> <td>廃棄物対策課</td> <td>横浜市</td> <td>横浜市中区本町6-50-10市庁舎23階</td> <td>045-671-2513</td> </tr> <tr> <td>相模原市</td> <td>廃棄物指導課</td> <td>相模原市</td> <td>相模原市中央区中央2-11-15</td> <td>042-769-8335</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 法全般に関する窓口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>担当課</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分別解体等に関すること</td> <td>県土整備局事業管理部建設リサイクル課建設リサイクルグループ</td> <td>横浜市中区山下町32</td> <td>045-285-3203</td> </tr> <tr> <td>再資源化等に関すること</td> <td>県環境農政局環境部 資源循環推進課調整グループ</td> <td>横浜市中区日本大通1</td> <td>045-210-4147</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 解体工事業者の登録に関することは、県土整備局事業管理部 建設業課建設業審査担当（045-313-0722（直通））になります。</p>	窓口	担当課	工事の場所	住所	電話番号	横須賀土木事務所	まちづくり・建築指導課		横須賀市公郷町1-56-5	046-853-8800	平塚土木事務所	建築指導課	伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711	厚木土木事務所	まちづくり・建築指導課		厚木市田村町2-28	046-223-1711	東部センター	"	海老名市、座間市、綾瀬市	綾瀬市寺尾本町1-11-3	0467-79-2800	厚木市川崎区宮本町6 明治安田生命川崎ビル11階	044-200-3088	川崎市	技術監理課（土木等工事）		川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリバービル17階	044-200-2764	横浜支所	建築指導課	横浜市	横浜市中区本町6-50-10市庁舎23階	045-671-3446	横浜支所	建築指導課	横浜市	横浜市中区住吉町1-13 松村ビル6階	045-671-3446 3446	川崎市	建築指導課	川崎市	川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命川崎ビル11階	044-200-3088	川崎市	技術監理課（土木等工事）	川崎市	川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリバービル17階	044-200-2764	相模原市	建築指導課	相模原市	相模原市中央区中央2-11-15	042-769-8253	鎌倉市	建築指導課	鎌倉市	鎌倉市御成町18-10	0467-23-3000	厚木市	建築指導課	厚木市	厚木市中町3-17-17市役所第二庁舎13階	046-225-2430	平塚市	建築指導課	平塚市	平塚市浅間町9-1	(代表) 0463-23-1111	小田原市	建築指導課	小田原市	小田原市萩窪300	0463-33-1435	茅ヶ崎市	建築指導課	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市桜町1-3-2	0463-83-0883	大和市	建築指導課	大和市	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-82-1111	大和市	建築指導課	大和市	大和市下鶴間1-1-1	046-280-5428	窓口	担当課	工事の場所	住所	電話番号	横須賀三浦地域県政総合センター	環境課	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀市日の出町2-9-10	046-823-0210	県央地域県政総合センター	環境調整課	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	厚木市水引2-3-1	046-224-1111	湘南地域県政総合センター	環境調整課	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711	湘南地域県政総合センター	環境調整課	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	小田原市萩窪350-1	0465-32-8000	横浜支所	産業廃棄物対策課	横浜市	横浜市中区本町6-50-10市庁舎23階	045-671-2513	川崎市	廃棄物指導課	川崎市	川崎市川崎区東田町5-4 市役所第3庁舎16階	044-200-2581	横浜支所	廃棄物対策課	横浜市	横浜市中区本町6-50-10市庁舎23階	045-671-2513	相模原市	廃棄物指導課	相模原市	相模原市中央区中央2-11-15	042-769-8335	内容	担当課	住所	電話番号	分別解体等に関すること	県土整備局事業管理部建設リサイクル課建設リサイクルグループ	横浜市中区山下町32	045-285-3203	再資源化等に関すること	県環境農政局環境部 資源循環推進課調整グループ	横浜市中区日本大通1	045-210-4147	<p>3 建設リサイクル法の届出等 窓口一覧表</p> <p>(1) 届出（公共工事では通知）受理窓口（分別解体等に関する窓口）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>窓口</th> <th>担当課</th> <th>工事の場所</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横須賀土木事務所</td> <td>まちづくり・建築指導課</td> <td>逗子市、三浦市、葉山町</td> <td>横須賀市公郷町1-56-5</td> <td>046-853-8800</td> </tr> <tr> <td>平塚土木事務所</td> <td>建築指導課</td> <td>伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町</td> <td>平塚市西八幡1-3-1</td> <td>0463-22-2711</td> </tr> <tr> <td>厚木土木事務所</td> <td>まちづくり・建築指導課</td> <td></td> <td>厚木市田村町2-28</td> <td>046-223-1711</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東部センター</td> <td rowspan="2">"</td> <td rowspan="2">海老名市、座間市、綾瀬市</td> <td>綾瀬市寺尾本町1-11-3</td> <td>0467-79-2800</td> </tr> <tr> <td>厚木市川崎区宮本町6 明治安田生命川崎ビル11階</td> <td>044-200-3088</td> </tr> <tr> <td>川崎市</td> <td>技術監理課（土木等工事）</td> <td>川崎市</td> <td>川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリバービル17階</td> <td>044-200-2764</td> </tr> <tr> <td>横浜支所</td> <td>建築指導課</td> <td>横浜市</td> <td>横浜市中区本町6-50-10市庁舎23階</td> <td>045-671-3446</td> </tr> <tr> <td>横浜支所</td> <td>建築指導課</td> <td>横浜市</td> <td>横浜市中区住吉町1-13 松村ビル6階</td> <td>045-671-3446 3446</td> </tr> <tr> <td>川崎市</td> <td>建築指導課</td> <td>川崎市</td> <td>川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命川崎ビル11階</td> <td>044-200-3088</td> </tr> <tr> <td>川崎市</td> <td>技術監理課（土木等工事）</td> <td>川崎市</td> <td>川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリバービル17階</td> <td>044-200-2764</td> </tr> <tr> <td>相模原市</td> <td>建築指導課</td> <td>相模原市</td> <td>相模原市中央区中央2-11-15</td> <td>(代表) 042-754-1111 (直通) 042-769-8253</td> </tr> <tr> <td>鎌倉市</td> <td>建築指導課</td> <td>鎌倉市</td> <td>鎌倉市御成町18-10</td> <td>0467-23-3000</td> </tr> <tr> <td>厚木市</td> <td>建築指導課</td> <td>厚木市</td> <td>厚木市中町3-17-17市役所第二庁舎13階</td> <td>046-225-2430</td> </tr> <tr> <td>平塚市</td> <td>建築指導課</td> <td>平塚市</td> <td>平塚市浅間町9-1</td> <td>(代表) 0463-23-1111</td> </tr> <tr> <td>小田原市</td> <td>建築指導課</td> <td>小田原市</td> <td>小田原市萩窪300</td> <td>0463-33-1435</td> </tr> <tr> <td>茅ヶ崎市</td> <td>建築指導課</td> <td>茅ヶ崎市</td> <td>茅ヶ崎市桜町1-3-2</td> <td>0463-83-0883</td> </tr> <tr> <td>大和市</td> <td>建築指導課</td> <td>大和市</td> <td>茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1</td> <td>0467-82-1111</td> </tr> <tr> <td>大和市</td> <td>建築指導課</td> <td>大和市</td> <td>大和市下鶴間1-1-1</td> <td>046-280-5428</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 再資源化に関する窓口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>窓口</th> <th>担当課</th> <th>工事の場所</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横須賀三浦地域県政総合センター</td> <td>環境課</td> <td>鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町</td> <td>横須賀市日の出町2-9-19</td> <td>046-823-0210</td> </tr> <tr> <td>県央地域県政総合センター</td> <td>環境調整課</td> <td>厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村</td> <td>厚木市水引2-3-1</td> <td>046-224-1111</td> </tr> <tr> <td>湘南地域県政総合センター</td> <td>環境調整課</td> <td>平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町</td> <td>平塚市西八幡1-3-1</td> <td>0463-22-2711</td> </tr> <tr> <td>湘南地域県政総合センター</td> <td>環境調整課</td> <td>小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町</td> <td>小田原市萩窪350-1</td> <td>0465-32-8000</td> </tr> <tr> <td>横浜支所</td> <td>産業廃棄物対策課</td> <td>横浜市</td> <td>横浜市中区住吉町1-13 松村ビル6階</td> <td>045-671-2513</td> </tr> <tr> <td>川崎市</td> <td>廃棄物指導課</td> <td>川崎市</td> <td>川崎市川崎区東田町5-4 市役所第3庁舎16階</td> <td>044-200-2581</td> </tr> <tr> <td>横浜支所</td> <td>産業廃棄物対策課</td> <td>横浜市</td> <td>横浜市中区住吉町1-13 松村ビル6階</td> <td>045-671-2513</td> </tr> <tr> <td>相模原市</td> <td>廃棄物指導課</td> <td>相模原市</td> <td>相模原市中央区中央2-11-15</td> <td>042-769-8335</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 法全般に関する窓口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>担当課</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分別解体等に関すること</td> <td>県土整備局事業管理部建設リサイクル課建設リサイクルグループ</td> <td>横浜市中区山下町32</td> <td>045-285-3203</td> </tr> <tr> <td>再資源化等に関すること</td> <td>県環境農政局環境部 資源循環推進課調整グループ</td> <td>横浜市中区日本大通1</td> <td>045-210-1111 内線4158</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 解体工事業者の登録に関することは、県土整備局事業管理部 建設業課建設業審査担当（045-313-0722（直通））になります。</p>	窓口	担当課	工事の場所	住所	電話番号	横須賀土木事務所	まちづくり・建築指導課	逗子市、三浦市、葉山町	横須賀市公郷町1-56-5	046-853-8800	平塚土木事務所	建築指導課	伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711	厚木土木事務所	まちづくり・建築指導課		厚木市田村町2-28	046-223-1711	東部センター	"	海老名市、座間市、綾瀬市	綾瀬市寺尾本町1-11-3	0467-79-2800	厚木市川崎区宮本町6 明治安田生命川崎ビル11階	044-200-3088	川崎市	技術監理課（土木等工事）	川崎市	川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリバービル17階	044-200-2764	横浜支所	建築指導課	横浜市	横浜市中区本町6-50-10市庁舎23階	045-671-3446	横浜支所	建築指導課	横浜市	横浜市中区住吉町1-13 松村ビル6階	045-671-3446 3446	川崎市	建築指導課	川崎市	川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命川崎ビル11階	044-200-3088	川崎市	技術監理課（土木等工事）	川崎市	川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリバービル17階	044-200-2764	相模原市	建築指導課	相模原市	相模原市中央区中央2-11-15	(代表) 042-754-1111 (直通) 042-769-8253	鎌倉市	建築指導課	鎌倉市	鎌倉市御成町18-10	0467-23-3000	厚木市	建築指導課	厚木市	厚木市中町3-17-17市役所第二庁舎13階	046-225-2430	平塚市	建築指導課	平塚市	平塚市浅間町9-1	(代表) 0463-23-1111	小田原市	建築指導課	小田原市	小田原市萩窪300	0463-33-1435	茅ヶ崎市	建築指導課	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市桜町1-3-2	0463-83-0883	大和市	建築指導課	大和市	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-82-1111	大和市	建築指導課	大和市	大和市下鶴間1-1-1	046-280-5428	窓口	担当課	工事の場所	住所	電話番号	横須賀三浦地域県政総合センター	環境課	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀市日の出町2-9-19	046-823-0210	県央地域県政総合センター	環境調整課	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	厚木市水引2-3-1	046-224-1111	湘南地域県政総合センター	環境調整課	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711	湘南地域県政総合センター	環境調整課	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	小田原市萩窪350-1	0465-32-8000	横浜支所	産業廃棄物対策課	横浜市	横浜市中区住吉町1-13 松村ビル6階	045-671-2513	川崎市	廃棄物指導課	川崎市	川崎市川崎区東田町5-4 市役所第3庁舎16階	044-200-2581	横浜支所	産業廃棄物対策課	横浜市	横浜市中区住吉町1-13 松村ビル6階	045-671-2513	相模原市	廃棄物指導課	相模原市	相模原市中央区中央2-11-15	042-769-8335	内容	担当課	住所	電話番号	分別解体等に関すること	県土整備局事業管理部建設リサイクル課建設リサイクルグループ	横浜市中区山下町32	045-285-3203	再資源化等に関すること	県環境農政局環境部 資源循環推進課調整グループ	横浜市中区日本大通1	045-210-1111 内線4158	<p>住所修正 課名修正 課名修正</p>
窓口	担当課	工事の場所	住所	電話番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
横須賀土木事務所	まちづくり・建築指導課		横須賀市公郷町1-56-5	046-853-8800																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
平塚土木事務所	建築指導課	伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
厚木土木事務所	まちづくり・建築指導課		厚木市田村町2-28	046-223-1711																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
東部センター	"	海老名市、座間市、綾瀬市	綾瀬市寺尾本町1-11-3	0467-79-2800																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			厚木市川崎区宮本町6 明治安田生命川崎ビル11階	044-200-3088																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
川崎市	技術監理課（土木等工事）		川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリバービル17階	044-200-2764																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
横浜支所	建築指導課	横浜市	横浜市中区本町6-50-10市庁舎23階	045-671-3446																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
横浜支所	建築指導課	横浜市	横浜市中区住吉町1-13 松村ビル6階	045-671-3446 3446																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
川崎市	建築指導課	川崎市	川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命川崎ビル11階	044-200-3088																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
川崎市	技術監理課（土木等工事）	川崎市	川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリバービル17階	044-200-2764																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
相模原市	建築指導課	相模原市	相模原市中央区中央2-11-15	042-769-8253																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
鎌倉市	建築指導課	鎌倉市	鎌倉市御成町18-10	0467-23-3000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
厚木市	建築指導課	厚木市	厚木市中町3-17-17市役所第二庁舎13階	046-225-2430																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
平塚市	建築指導課	平塚市	平塚市浅間町9-1	(代表) 0463-23-1111																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
小田原市	建築指導課	小田原市	小田原市萩窪300	0463-33-1435																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
茅ヶ崎市	建築指導課	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市桜町1-3-2	0463-83-0883																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
大和市	建築指導課	大和市	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-82-1111																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
大和市	建築指導課	大和市	大和市下鶴間1-1-1	046-280-5428																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
窓口	担当課	工事の場所	住所	電話番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
横須賀三浦地域県政総合センター	環境課	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀市日の出町2-9-10	046-823-0210																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
県央地域県政総合センター	環境調整課	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	厚木市水引2-3-1	046-224-1111																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
湘南地域県政総合センター	環境調整課	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
湘南地域県政総合センター	環境調整課	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	小田原市萩窪350-1	0465-32-8000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
横浜支所	産業廃棄物対策課	横浜市	横浜市中区本町6-50-10市庁舎23階	045-671-2513																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
川崎市	廃棄物指導課	川崎市	川崎市川崎区東田町5-4 市役所第3庁舎16階	044-200-2581																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
横浜支所	廃棄物対策課	横浜市	横浜市中区本町6-50-10市庁舎23階	045-671-2513																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
相模原市	廃棄物指導課	相模原市	相模原市中央区中央2-11-15	042-769-8335																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
内容	担当課	住所	電話番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
分別解体等に関すること	県土整備局事業管理部建設リサイクル課建設リサイクルグループ	横浜市中区山下町32	045-285-3203																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
再資源化等に関すること	県環境農政局環境部 資源循環推進課調整グループ	横浜市中区日本大通1	045-210-4147																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
窓口	担当課	工事の場所	住所	電話番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
横須賀土木事務所	まちづくり・建築指導課	逗子市、三浦市、葉山町	横須賀市公郷町1-56-5	046-853-8800																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
平塚土木事務所	建築指導課	伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
厚木土木事務所	まちづくり・建築指導課		厚木市田村町2-28	046-223-1711																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
東部センター	"	海老名市、座間市、綾瀬市	綾瀬市寺尾本町1-11-3	0467-79-2800																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			厚木市川崎区宮本町6 明治安田生命川崎ビル11階	044-200-3088																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
川崎市	技術監理課（土木等工事）	川崎市	川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリバービル17階	044-200-2764																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
横浜支所	建築指導課	横浜市	横浜市中区本町6-50-10市庁舎23階	045-671-3446																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
横浜支所	建築指導課	横浜市	横浜市中区住吉町1-13 松村ビル6階	045-671-3446 3446																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
川崎市	建築指導課	川崎市	川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命川崎ビル11階	044-200-3088																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
川崎市	技術監理課（土木等工事）	川崎市	川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリバービル17階	044-200-2764																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
相模原市	建築指導課	相模原市	相模原市中央区中央2-11-15	(代表) 042-754-1111 (直通) 042-769-8253																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
鎌倉市	建築指導課	鎌倉市	鎌倉市御成町18-10	0467-23-3000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
厚木市	建築指導課	厚木市	厚木市中町3-17-17市役所第二庁舎13階	046-225-2430																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
平塚市	建築指導課	平塚市	平塚市浅間町9-1	(代表) 0463-23-1111																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
小田原市	建築指導課	小田原市	小田原市萩窪300	0463-33-1435																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
茅ヶ崎市	建築指導課	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市桜町1-3-2	0463-83-0883																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
大和市	建築指導課	大和市	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-82-1111																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
大和市	建築指導課	大和市	大和市下鶴間1-1-1	046-280-5428																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
窓口	担当課	工事の場所	住所	電話番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
横須賀三浦地域県政総合センター	環境課	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀市日の出町2-9-19	046-823-0210																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
県央地域県政総合センター	環境調整課	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	厚木市水引2-3-1	046-224-1111																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
湘南地域県政総合センター	環境調整課	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
湘南地域県政総合センター	環境調整課	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	小田原市萩窪350-1	0465-32-8000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
横浜支所	産業廃棄物対策課	横浜市	横浜市中区住吉町1-13 松村ビル6階	045-671-2513																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
川崎市	廃棄物指導課	川崎市	川崎市川崎区東田町5-4 市役所第3庁舎16階	044-200-2581																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
横浜支所	産業廃棄物対策課	横浜市	横浜市中区住吉町1-13 松村ビル6階	045-671-2513																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
相模原市	廃棄物指導課	相模原市	相模原市中央区中央2-11-15	042-769-8335																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
内容	担当課	住所	電話番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
分別解体等に関すること	県土整備局事業管理部建設リサイクル課建設リサイクルグループ	横浜市中区山下町32	045-285-3203																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
再資源化等に関すること	県環境農政局環境部 資源循環推進課調整グループ	横浜市中区日本大通1	045-210-1111 内線4158																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

頁	新	旧	摘要
<p>添付資料 3-12</p>	<p>4 建設リサイクル法関連のホームページのご案内</p>  <p>添3-12</p>	<p>4 建設リサイクル法関連のホームページのご案内</p>  <p>添4-13</p>	<p>ホームページ差替え</p>

頁	新	旧	摘要																				
	<p style="text-align: center;">〈削除〉</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <h2 style="text-align: center;">建設リサイクル法の仕組み</h2> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <h3>分別解体等実施義務</h3> <p>Check 1 分別解体等実施義務とは？ 建設リサイクル法に基づいて定められた分別解体等の手続と解体工事の作業手続）と並び、建設物等に用いられる各種建設資材に係る廃棄物の発生を抑制し、かつ有効に利用することを目指す。</p> <p>Check 2 特定建設資材とは？ ①コンクリート ②コンクリート及び鉄筋コンクリート ③木材 ④アスファルト、コンクリートのこと。</p> <p>Check 3 分別解体等が義務付けられた対象建設工事とは？ 特定建設資材を用いた建設物に係る解体工事又はその施工中に特定建設資材を使用する解体工事であり、その規模は、表1の通り。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>建設物の種類</th> <th>解体面積</th> <th>解体高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物の解体工事</td> <td>500㎡以上</td> <td>10m以上</td> </tr> <tr> <td>建設物の解体・増設工事</td> <td>500㎡以上</td> <td>10m以上</td> </tr> <tr> <td>建設物の解体・増設工事</td> <td>500㎡以上</td> <td>10m以上</td> </tr> <tr> <td>建設物の解体・増設工事</td> <td>500㎡以上</td> <td>10m以上</td> </tr> <tr> <td>建設物の解体・増設工事</td> <td>500㎡以上</td> <td>10m以上</td> </tr> <tr> <td>建設物の解体・増設工事</td> <td>500㎡以上</td> <td>10m以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※建設物の解体・増設工事とは、建設物の解体・増設工事の施工に必要となる建設資材の発生を抑制し、かつ有効に利用することを目指す。</p> </div> <div style="width: 48%;"> <h3>再資源化等実施義務</h3> <p>Check 1 再資源化等実施義務とは？ 分別解体等に基づいて発生した建設資材の再資源化率を確保するために、再資源化率を確保することを目指す。</p> <p>Check 2 再資源化とは？ 次のように、建設資材の再資源化率を確保することを目指す。 コンクリート等（コンクリート等とコンクリート等）⇒ 産業廃棄物処分業者に搬出 ⇒ 再資源化して再生骨材（道路や埋戻しに使用する材料） 建設資材（コンクリート等以外の建設資材）⇒ 産業廃棄物処分業者に搬出 ⇒ 再資源化して再生骨材（道路や埋戻しに使用する材料）、再生紙等 ・アスファルト、コンクリート等（コンクリート等以外の建設資材）⇒ 産業廃棄物処分業者に搬出 ⇒ 再資源化して再生骨材（道路や埋戻しに使用する材料）</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>Try 次のような解体等は、積極的に行いましょう。 ・分別解体（コンクリート） ・建設資材の分別解体 ・再資源化（再生骨材） ・再資源化（再生紙）</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>Q&A</p> <p>「届出」って何？ 「届出」とは、行政庁に対し、分別解体等について、届出を提出することです。 分別解体等を行う場合は、届出を提出し、届出が完了した後に、分別解体等を行うことができます。</p> <p>「再資源化率」って何？ 再資源化率とは、分別解体等によって発生した建設資材のうち、再資源化されたものの割合を指します。 再資源化率を確保するためには、分別解体等を行う際に、再資源化率を確保するための措置を講ずることが必要です。</p> </div> </div>	建設物の種類	解体面積	解体高さ	建築物の解体工事	500㎡以上	10m以上	建設物の解体・増設工事	500㎡以上	10m以上	建設物の解体・増設工事	500㎡以上	10m以上	建設物の解体・増設工事	500㎡以上	10m以上	建設物の解体・増設工事	500㎡以上	10m以上	建設物の解体・増設工事	500㎡以上	10m以上
建設物の種類	解体面積	解体高さ																					
建築物の解体工事	500㎡以上	10m以上																					
建設物の解体・増設工事	500㎡以上	10m以上																					
建設物の解体・増設工事	500㎡以上	10m以上																					
建設物の解体・増設工事	500㎡以上	10m以上																					
建設物の解体・増設工事	500㎡以上	10m以上																					
建設物の解体・増設工事	500㎡以上	10m以上																					

ページ削除

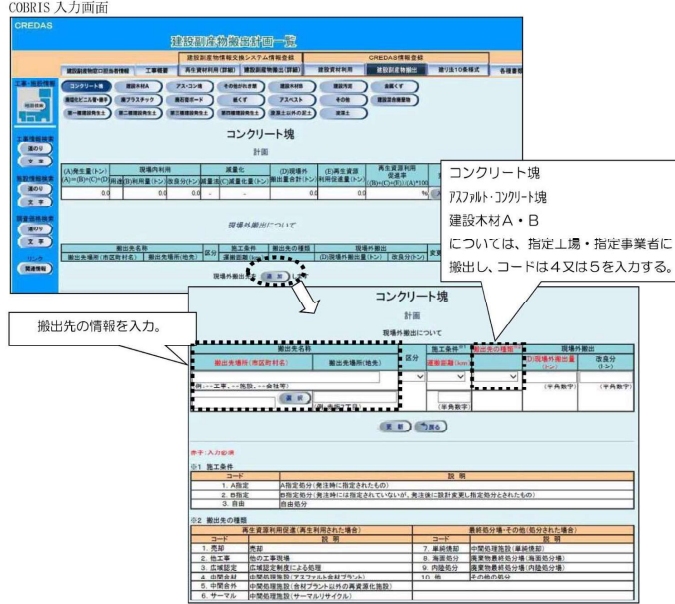
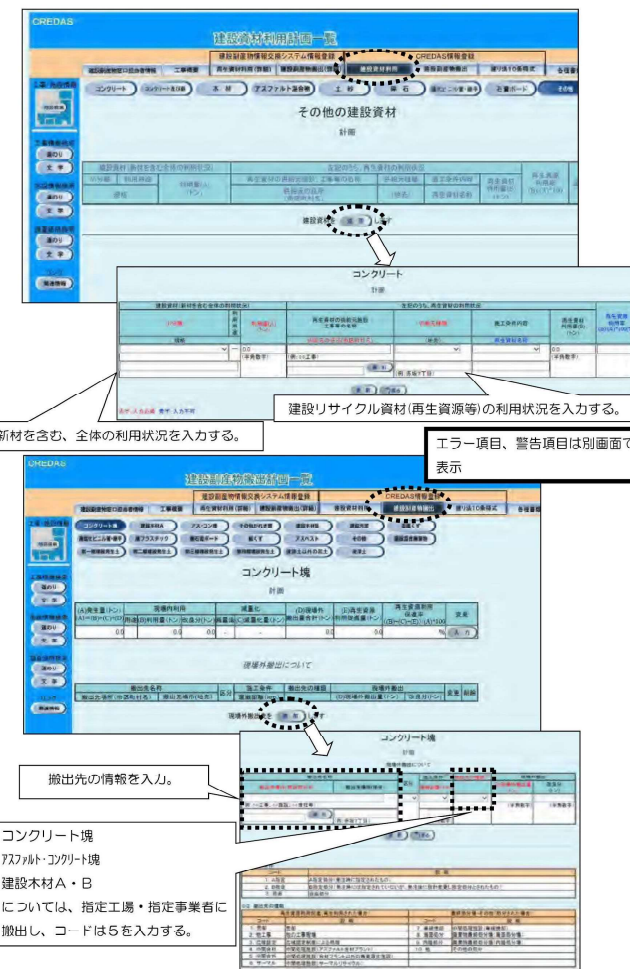
頁	新	旧	摘要
	<p style="text-align: center;">〈削除〉</p>	<p>実務のポイント～建設リサイクル法!!! (分別解体等実施の手順)</p> <p>1 建築物等に関する調査の実施 対象となる建築物等、その周辺状況、作業場所、搬出経路、残存物品の有無等の調査を行います。 ※「みんなで進めようかながわの建設リサイクル!!!」ブックレット（http://www.pref.kanagawa.jp/div/0722/）参照</p> <p>2 分別解体等の計画の作成 次の①～④を含む計画を作成します。 ① 対象建築物に即する部材の品名・工事着手順に据える部材の品名 ② 工事に据える部材の品名・工事ごとの作業内容、分別解体等の方法 ③ 対象建築物に用いられた特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の算定値、その発生が見込まれる部分 ④ その他分別解体等の実施を確保するための措置</p> <p>3 工事着手前措置の実施 工事の実施前の作業場所、搬出経路の確保等を行います。また、残存物等、特に家電リサイクル法の対象物[※]について、発注者が事前に届出を行ったか確認します。 ※「みんなで進めようかながわの建設リサイクル!!!」ブックレット（http://www.pref.kanagawa.jp/div/0722/）参照</p> <p>4 工事の適正施工 ② 計画に基づき解体工事を適正に施工します。 工事は、技術・安全管理上等の条件を踏まえ、必要に応じて作業票は、作業票・機械作業票の併用により行います。 ※「みんなで進めようかながわの建設リサイクル!!!」ブックレット（http://www.pref.kanagawa.jp/div/0722/）参照</p> <p>【建築物解体の標準的な作業手順】</p> <p>1 建築設備・内装材等の取り外し</p> <p>2 屋根ふき材の取り外し</p> <p>3 外装材・上部構造部分[※]の取壊し</p> <p>4 基礎及び基礎ぐいの取壊し</p> <p>※「上部構造部分」とは構造部分上主要な部分のうち、壁や、基礎ぐいを除いた部分のこと。</p>	<p>ページ削除</p>

図4-15

頁	新	旧	摘要
<p>添付資料 3-13</p>	<p>5 県土整備局発注工事における建設発生木材等の取扱いについて</p> <p>県土整備局発注工事においては、平成17年4月から、建設発生木材等をあらかじめ指定事業者として登録した者（指定事業者）の施設で再資源化することで、不適正処理を防止するとともに一層のリサイクルを推進することとしました。</p> <p>※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設発生木材（建設リサイクル法で再資源化等の義務あり） …解体木くず・新築端材木くずなど ○伐木材・伐根材（工作物新築等に伴うもの） …急傾斜対策工事での伐採樹木 <p>○剪定枝（工作物新築等を伴わない単なる維持管理上発生したもの） …街路樹や公園樹木の剪定枝など</p> <p>○伐木材・伐根材（工作物新築等を伴わない単なる維持管理上発生したもの） …台風や病害虫で倒れた樹木や根を除去したものなど</p> <p>※1 指定事業者の登録名簿は、 神奈川県ホームページ「建設発生木材等再資源化指定事業者 登録名簿」 《URL》http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f4071/p11964.html</p> <p>添3-13</p>	<p>5 県土整備局発注工事における建設発生木材等の取扱いについて</p> <p>県土整備局発注工事においては、平成17年4月から、建設発生木材等をあらかじめ指定事業者として登録した者（指定事業者）の施設で再資源化することで、不適正処理を防止するとともに一層のリサイクルを推進することとしました。</p> <p>※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設発生木材（建設リサイクル法で再資源化等の義務あり） …解体木くず・新築端材木くずなど ○伐木材・伐根材（工作物新築等に伴うもの） …急傾斜対策工事での伐採樹木 <p>○剪定枝（工作物新築等を伴わない単なる維持管理上発生したもの） …街路樹や公園樹木の剪定枝など</p> <p>○伐木材・伐根材（工作物新築等を伴わない単なる維持管理上発生したもの） …台風や病害虫で倒れた樹木や根を除去したものなど</p> <p>※1 指定事業者の登録名簿は、 神奈川県ホームページ「建設発生木材等再資源化指定事業者 登録名簿」 《URL》http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4071/p11964.html</p> <p>添4-16</p>	<p>URL修正</p>

土木工事書類作成マニュアル（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧	摘要
<p>添付資料 3-14</p>	<p>6 建設副産物実態調査（センサス）</p> <p>○調査目的 建設副産物の処理実態を把握するために実施する統計調査</p> <p>○調査票の種類</p> <p>① 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー 搬入する建設資材9品目 ※該当品目がない場合には、「その他の建設資材」のタブに入力する。</p> <p>② 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー 搬出する建設副産物15品目</p> <p>○調査対象工事 資材の使用、建設副産物の発生の有無にかかわらず100万円以上の全工事が対象</p> <p>○調査方法 「建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に記載された方法に従って、『建設副産物情報交換システム（COBRIS）^{※1}』によりデータを作成する。</p> <p>COBRISのホームページ：http://www.recycle.jacic.or.jp/ (COBRISの利用申し込みは次ページ参照) (操作方法はCOBRISホームページの「各種マニュアル」→「建設副産物情報交換システム」の「操作マニュアル（排出事業者用）」を確認)</p> <p>①当初契約時点でのデータを入力（「再生資源利用（促進）計画書ー建設リサイクルガイドライン様式ー」の作成）</p> <p>②工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書（計画）」を印刷し、監督員に提出</p> <p>③工事完成時に最終データを入力し「再生資源利用（促進）実施書」に書き換え</p> <p>④各種書類の印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認</p> <p>⑤工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書（実施）」を印刷し、監督員に提出</p> <p>⑥監督員に登録データの確認を受ける</p> <p>※1 COBRISとは、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が提供するインターネットを利用したシステムで、使用者は発行されたIDとパスワードにより専用のWEBサイトからログインして使用するため、パソコンへのソフトウェアのインストールは不要、操作性もこれまでのCREDAS^{※2}とほぼ同様です。 なお、COBRISの利用にあたっては、<u>工事を監理できる支店・事務所単位</u>^{※3}で利用料金が発生します。県発注工事では、利用料金は共通仮設費に既に含まれています。</p> <p>※2 CREDASは平成30年3月31日付で廃止されています。平成29年度以前の工事のみCREDASによる調査票の作成及び提出が可能です。</p> <p>※3 支店、営業所などが対象（各工事現場の現場事務所は対象外）。1つの支店、営業所毎に1つのIDとなっており、1つのIDで複数名が同時にログインし、作業が可能。</p> <p>○その他 詳細な調査要領や記入要領は以下の県ホームページに公開しています。</p> <p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f7310/index.html</p>	<p>6 建設副産物実態調査（センサス）</p> <p>○調査目的 建設副産物の処理実態を把握するために実施する統計調査</p> <p>○調査票の種類</p> <p>① 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー 搬入する建設資材9品目 ※該当品目がない場合には、「その他の建設資材」のタブに入力する。</p> <p>② 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー 搬出する建設副産物15品目</p> <p>○調査対象工事 資材の使用、建設副産物の発生の有無にかかわらず100万円以上の全工事が対象</p> <p>○調査方法 「建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に記載された方法に従って、『建設副産物情報交換システム（COBRIS）^{※1}』によりデータを作成する。</p> <p>COBRISのホームページ：http://www.recycle.jacic.or.jp/ (操作方法はCOBRISホームページの「各種マニュアル」→「建設副産物情報交換システム」の「操作マニュアル（排出事業者用）」を確認)</p> <p>①契約時点でのデータを入力後「建設副産物情報交換システム工事登録証明書（計画）」を監督員に提出</p> <p>②工事完成時に最終データを入力し「再生資源利用（促進）実施書」に書き換え</p> <p>③各種書類の印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認する。</p> <p>④工事完成時に「建設副産物情報交換システム工事登録証明書（実施）」を監督員に提出</p> <p>※1 COBRISとは、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が提供するインターネットを利用したシステムで、使用者は発行されたIDとパスワードにより専用のWEBサイトからログインして使用するため、パソコンへのソフトウェアのインストールは不要、操作性もこれまでのCREDASとほぼ同様です。 なお、COBRISの利用にあたっては、<u>工事を監理できる支店・事務所単位</u>^{※2}で利用料金が発生します。</p> <p>※2 支店、営業所などが対象（各工事現場の現場事務所は対象外）。1つの支店、営業所毎に1つのIDとなっており、1つのIDで複数名が同時にログインし、作業が可能。</p> <p>○その他 詳細な調査要領や記入要領は以下の県ホームページに公開しています。</p> <p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f7310/index.html</p>	<p>文言修正</p> <p>文言追加</p>

頁	新	旧	摘要
<p>添付資料 3-15</p>	<p>建設副産物情報交換システム（COBRIS） 入力方法統一基準</p> <p>COBRIS 入力時に「搬出先の種類」等の選択間違いが多く発生しています。以下の入力方法に基づき搬出先の再確認をお願いします。</p> <p>COBRIS 入力画面</p>  <p>コンクリート塊 アスルト・コンクリート塊 建設木材 A・B については、指定工場・指定事業者に搬出し、コードは4又は5を入力する。</p> <p>搬出先の情報を入力。</p> <p>コンクリート塊 アスルト・コンクリート塊 建設木材 A・B については、指定工場・指定事業者に搬出し、コードは4又は5を入力する。</p> <p>1 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材 A、B について一定規模以上の工事（土木工事では 500 万円以上）は建設リサイクル法により再資源化等を行うことが定められています。そのため、「8. 最終処分」が選択されている場合、搬出先に誤りが無いか再確認して下さい。</p> <p>なお、神奈川県の指定工場に搬出している場合は「4. 中間合材」又は「5. 中間合外」を選択して下さい。</p> <p>2 再生砂（RC-10）について 建設資材として再生砂（RC-10）を利用した場合、建設資材品目コードは「1 土砂」、小分類コードは「8 再生コンクリート砂」を選択して下さい。</p> <p>添3-15</p>	<p>【建設副産物実態調査入力例】</p>  <p>建設リサイクル資材(再生資源等)の利用状況を入力する。</p> <p>新材を含む、全体の利用状況を入力する。</p> <p>エラー項目、警告項目は別画面で表示</p> <p>搬出先の情報を入力。</p> <p>コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設木材 A・B については、指定工場・指定事業者に搬出し、コードは4又は5を入力する。</p> <p>添4-18</p>	<p>入力例差替え</p>

頁	新	旧	摘要
<p>添付資料 3-16</p>	<p>7 県土整備局における「建設リサイクル資材」の率先利用について</p> <p>県土整備局公共工事グリーン調達基準</p> <p>認定対象品目 16品目</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生加熱アスファルト混合物 再生コンクリート二次製品 再生舗装用ブロック （平版、インターロッキング） 再生木質ボード 排水・通気用再生硬質塩化ビニル管 再生セラミックタイル 再生ビニル系床材 再生人造物繊維断熱材 （グラスウール断熱材・ロックウール断熱材） 再生骨材コンクリート 再生改良土 再生パーク地盤 再生集材材・合板 再生モルタル 再生流動性埋戻材 再生コンクリート <p>認定資材募集</p> <p>申請</p> <p>審査</p> <p>資材の認定</p> <p>調査（年4回実施*） *4月・7月・10月・1月</p> <p>優先利用認定資材 建設リサイクル認定資材一覧表の優先利用認定資材欄に○印が記入されたもの</p> <p>優先利用認定資材は、神奈川県ホームページ「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の「建設リサイクル認定資材一覧表」 《URL》http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f7309/</p> <p>「環境配慮型公共工事の推進」に関する特記仕様書 県の工事で利用 県の設計委託業務で利用</p> <p>添付 16</p>	<p>7 県土整備局における「建設リサイクル資材」の率先利用について</p> <p>県土整備局公共工事グリーン調達基準</p> <p>認定対象品目 10品目</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生加熱アスファルト混合物 再生コンクリート二次製品 再生舗装用ブロック （平版、インターロッキング） 再生木質ボード 排水・通気用再生硬質塩化ビニル管 再生陶磁器質タイル 再生ビニル系床材 再生人造物繊維断熱材 （グラスウール断熱材・ロックウール断熱材） 再生コンクリート <p>認定資材募集</p> <p>申請</p> <p>審査</p> <p>資材の認定</p> <p>調査（年4回実施*） *4月・7月・10月・1月</p> <p>優先利用認定資材 建設リサイクル認定資材一覧表の優先利用認定資材欄に○印が記入されたもの</p> <p>優先利用認定資材は、神奈川県ホームページ「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の「建設リサイクル認定資材一覧表」 《URL》http://www.pref.kanagawa.jp/ont/f7309/</p> <p>「環境配慮型公共工事の推進」に関する特記仕様書 県の工事で利用 県の設計委託業務で利用</p> <p>添付 19</p>	<p>品目追加</p> <p>URL修正</p>